

誓約事項

- 1 申請内容について偽りがあった場合、既に支給された手当の全額又は一部について返済する義務を負うこと
- 2 常用就職の意欲があり、常用就職に向けた就職活動を行うこと
具体的には、受給期間中、次の①から③までの活動を行うこと
 - ① 毎月1回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること
 - ② 每月2回以上、各地方自治体の住宅・就労確保支援員等による面接等の支援を受けること
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること
- 3 申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと
〔暴力団とは、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

同意事項

- 1 申請者の個人情報が、住宅手当の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、〇〇区役所(本庁)、〇〇事務所、〇〇公共職業安定所及び〇〇社会福祉協議会の間で相互利用されること
- 2 本手当は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込まれることにより、申請者に対する支給となること
- 3 本手当の支給決定後、申請者の賃貸住宅への入居の状況について、訪問確認することがあること
- 4 本手当の支給決定後、誓約事項2の就職活動を怠る場合は、本手当の支給が中止されることがあること
- 5 本手当の支給決定後、常用就職した（申請後の常用就職も含む）ことにより、中止基準額（単身世帯の場合は8.4万円、2人以上の複数世帯の場合は17.2万円に住宅手当基準額を加えた額）を超える月収入が得られた場合は、本手当の支給が中止されること
- 6 支給の決定又は実施のために必要があるときは、申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族（以下「申請者等」という。）の資産、収入の状況及び暴力団員該当性の確認につき、実施主体が官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、申請者若しくは申請者と生計を一とする同居の親族の雇主、その他関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求める事
また、実施主体の調査嘱託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、申請者等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること

添付書類

- 1 本人確認書類：運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、住民登録証明書、戸籍謄本等のいずれかの写し
- 2 離職関係書類：平成19年10月1日以降に離職した者であることが確認できる書類の写し
- 3 収入関係書類：申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 4 預貯金関係書類：申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し

追加提出書類

- 1 求職申込み関係書類
公共職業安定所から交付を受けた求職受付票
- 2 入居（予定）住宅関係書類
 - (1) 住宅を喪失している者の場合
不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式2号）
 - (2) 住宅を喪失するおそれのある者の場合
貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（様式2-2号）

（表面あり）